

聖籠町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町規則第14号

聖籠町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町国民健康保険税条例施行規則（昭和56年聖籠町規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号（特徴開始）を次のように改める。

年度 国民健康保険税 仮徴収額決定通知書				
年 月 日				
聖籠町長				
年度分国民健康保険税 仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。				
世帯主氏名			保険証番号	
生年月日	性別			
仮徴収決定額	円			
年度 特別徴収仮徴収額 算定明細書				
年間保険税額	円 ×	1回あたりの仮徴収額	円	
◎前年度より特別徴収されている方は、2月分と同額の保険税が特別徴収されます。 年度仮徴収額 = 2月の特別徴収額 × 3 年間保険税に1/6をかけた額（ただし100円未満切捨）が年金支給額から天引きされます。				
年度 特別徴収 月別仮徴収額			保険税納税方法等	
徴収額	仮徴収額	年金支給月	徴収方法	特別徴収
4月	円	4月	特別徴収	義務者
6月	円	6月	特別徴収	対象年金
8月	円	8月	特別徴収	対象年金額
仮徴収合計額	円			
10月以降の保険税については、別途通知をします。 10月以降の保険税合計額は、年間決定額から4月、6月、8月に仮徴収した保険税の合計額を差し引いた額になります。				

## 国民健康保険税について

- 1 課税の根拠等
  - (1) この通知書は、地方税法（以下「法」という。）第2条及び第703条の4・第706条の2並びに相模町国民健康保険条例の規定に基づいて課税しています。
  - (2) この納税通知書に記載された算定の基礎となる年間保険税額は、前年度の国民健康保険税額であり、また通知書に記載された返還税額は、年間保険税額を当該年度の年金定期支払回数で除して得た額（または、前年度の2月分の税額に相当する額）です。
  - (3) 法第703条の4の他所得金額及び山林所得金額の合計額が確定した場合においては、これに基づいて算定した当該年度分の国民健康保険税が徴収されることになります。この場合においては、すでに賦課した国民健康保険税額が確定した国民健康保険税額に満たないこととなるときは、確定した日以後の納期においてその不足額を徴収し、すでに徴収した国民健康保険税額が確定した国民健康保険税額を超えることとなるときには、法第17条又は法第17条の2の規定の例によってその過納額を還付し、又は未納に係る徴収金に充当します。
- 2 督促および滞納処分  
納期限までに税金を完納しないために督促を受けますと、督促状が発送された日から起算して、10日を経過した日までに、この税金にかかると徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。
- 3 延滞金  
納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に法で定める割合で計算した額の延滞金を徴収します。
- 4 審査請求・税額修正申立  
この納税通知書（決定通知書）に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖蹟町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる新しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 5 その他  
住所の移動や資格の取得・喪失があったときは、国民健康保険証と印鑑を持って、町民課の窓口へ14日以内に手続きをしてください。

## 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。